人事院会議議事録

会議日

令和5年2月16日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官

(幹事) 柴﨑事務総長、幸総括審議官

(説明員) (職員福祉局)

役田職員福祉局次長

議題

船員の勤務時間の取扱いの見直しに関する人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)等の一部改正

議事の概要

- 議題「船員の勤務時間の取扱いの見直しに関する人事院規則 1 5 1 4 (職員の勤務時間、休日及び休暇)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

船員の勤務時間の取扱いの見直しに関する 人事院規則15—14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等の一部改正について

令和5年2月16日職員福祉局

1 概要

現在、船舶に乗り組む職員が、勤務時間を割り振られた時間以外の時間に、次の①~ ③の作業に従事する場合には、その時間を正規の勤務時間として取り扱う特例が定められている(勤務時間法第12条、人事院規則15—14第12条第2項)。このため、当該時間は、超過勤務の時間とはされていない。

- ① 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助する ため緊急を要する作業
- ② 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- ③ 航海当直の通常の交代のために必要な作業

この特例は、民間の船員に適用される船員法(昭和22年法律第100号)での取扱いを踏まえたものである。現在、民間の船員が上記①~③の作業に従事する場合には、船舶の公共性又は危険共同体性から、船舶共同体の一員として船員が当然に分担すべき作業であるとの考え方から、同法の労働時間等に関する規定を適用しないという例外規定が設けられており(同法第68条第1項)、1日及び1週間当たりの労働時間の規制や時間外労働の割増手当の支払いなどの対象とされていない。

この取扱いについては、特に内航船員の高齢化が顕著で、若手船員の定着が課題であり、船員の働き方改革を進め、人材を持続的に確保できる環境整備が必要となっていることなどから、令和3年5月に成立・公布された「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第43号)により船員法が改正され、上記の例外規定の対象となる作業から上記②・③の作業が削除されることとなった(令和5年4月1日施行)。

この船員法の改正を踏まえ、船舶に乗り組む職員についても、上記の特例の対象となる作業から上記②・③の作業を削除する人事院規則15-14の改正を行うこととしたい(別紙1)。

また、この改正による同規則の一部規定の削除等に伴い、人事院事務総長に対する勤務時間等関係権限の委任に関して定めている平成6年人事院公示第14号について、所要の改正を行うこととしたい(別紙2)。

別添

2 公布日、施行日等

公布日・公示日 : 令和5年2月28日 施行日・効力発生日: 令和5年4月1日

以 上